

令和2年度 税制改正要望

令和元年10月24日
公益社団法人 日本農業法人協会

1 農業経営基盤強化準備金制度の延長並びに準備金の取崩し制度の見直し（所得税・法人税）

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の適用期限を延長するとともに、圧縮記帳の対象となる資産を農業経営改善計画において選択できる制度とし、それ以外の資産を取得した場合の準備金の強制取崩しを廃止すること。

【理由】

農地集積による生産性向上が求められる土地利用型農業において、内部留保を促進し、計画的な農業機械・施設の更新を支援するため、農業経営基盤強化準備金制度の延長が不可欠である。一方、平成30年度税制改正によって準備金の強制取崩しが導入されたが、圧縮記帳の対象資産を自由に選択できなくなったことで計画的な更新を妨げる弊害が生じている。このため、農業経営改善計画の様式見直しと合わせて、農業経営基盤強化準備金制度を活用する資産を農業経営改善計画において選択できる仕組みとするよう税制面の措置を講ずる必要がある。

2 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置（相続税、贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合、納税猶予を継続する措置を講ずること。

【理由】

機械の大型化などに伴い、作業の効率化を図るためには農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合、地域の税務署などの運用によっては納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に借地の場合は、転用により固定資産税が大幅に上昇することから、所有者の承諾を得ることができずに生産性の向上が阻害されているため、時代の変化に対応した農地利用の形態に即すような税制上の所要の措置が必要である。

3 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（法人税）

中山間地域等直接支払制度の集落協定に参加、又は多面的機能支払制度の活動組織となっている非営利型法人の一般社団法人が、畦畔の草刈りや水管理など農作業のために行う請負業については、法人税の収益事業から除外すること。

【理由】

大規模な農業経営体を育成するためには、畦畔の草刈りや水管理などの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきたが、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。近年は、日本型直接支払（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）や機構集積協力金（地域集積協力金）の創設を踏まえ、利用権設定をした地権者が

参加して非営利型法人の一般社団法人を設立する例が増えてきており、担い手の農業法人から畦畔の草刈などの農地管理作業を有償で請け負って実施することにより耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積が促進されると期待されている。とくに消費税のインボイス制度の導入後は、非営利型法人の一般社団法人が適格請求書発行事業者となったうえで、担い手の農業法人から一括して農地管理作業を請け負う体制を作る必要がある。

しかしながら、現行税制（法人税法施行令第5条第1項第10号）においては、農作業のために行う請負業も収益事業として課税されるため、収益事業を行わない非営利型法人の一般社団法人が農作業のために行う請負業を開始した場合、これまで不要だった法人税の申告義務が発生し、事務負担が増大することになる。一方で、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている特定法人が行う農作業のために行う請負業は収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない非営利型の一般社団法人などが同様の請負業を行う場合についても、収益事業から除外すべきである。

4 第三者事業承継支援に係る所要の措置

農業法人の経営者が他企業やファンドなど第三者（農業法人が農地所有適格法人の場合は農業関係者）に株式を売却して事業承継する際の株式の譲渡益への課税を繰り延べるなど親族以外の第三者による事業承継を促進するために必要な措置を講ずること。

【理由】

高齢化と生産年齢人口の減少が急速に進行し、厳しさを増す農業、農村地域の機能維持のために、地域産業の要である農業の中核を担う農業法人等、親族以外の第三者に対する事業承継を税制面でも支援することで、事業を継続させて地域雇用を維持し、技術や事業資産の散逸を防止することが重要である。

ついては、親族外に事業承継を希望する者に対して、株式の譲渡益に係る税負担の軽減を行うなど税制上の所要の措置が必要であるが、農地所有適格法人の第三者事業承継においては、農外企業による農地所有適格法人の買収を防ぐため、売却先となる第三者を認定農業者である農地所有適格法人など農業関係者に限定した場合にのみ措置の対象とする必要がある。

なお、第三者の農地所有適格法人が事業承継を希望する農地所有適格法人から全株式を一括して取得するには多額の資金を必要とすることから、農地所有適格法人の経営者が株式を売却する対象には農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社を加え、同承認会社に対して株式を売却した場合でも、譲渡益に係る税負担の軽減措置を可能とすることで円滑な事業承継を支援することが必要である。

5 肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の延長（所得税・法人税）

農地所有適格法人及び個人農業者の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を延長すること。

【理由】

TPP11及び日EU・EPAの発効並びに日米TAG交渉の大枠合意を踏まえて牛肉・乳製品の輸入増加が懸念されるなか、肉用牛及び酪農の経営基盤の強化・安定のため、肉用牛の売却に係る所得の課税の特例措置の継続を要望する。

6 農林漁業用A重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の延長（石油石炭税）

資材コストが高止まりするなかで、食料安定供給のためA重油の免税及び還付措置を継続すること。

【理由】

重油は、施設園芸の加温など、キュウリやトマト、イチゴなどを周年供給することで国民の高度化した食生活を支えるために不可欠である。これら燃料は原油の高騰により高止まりしており、農業経営を圧迫している。

また、農業はその事業活動を通じてCO₂の排出を抑制する側面を有していることから、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」を継続すべきである。

7 農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る課税の特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）

農業者が所有する全農地を新たにまとめて農地中間管理機構へ10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税及び都市計画税が3年間（15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間）1/2に軽減される措置を継続すること。

【理由】

担い手への農地集積・集約化に向け、複数の所有者から農地を借受けてまとまった形で農地を転貸する農地中間管理機構の役割を維持・強化するためには、離農者等の農地の出し手に対して引き続きメリットを与える必要がある。

8 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の継続措置（登録免許税）

農業経営基盤強化促進法の農地売買等事業において、農地中間管理機構が農用地区域内の農用地を取得する際の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。

【理由】

農地中間管理機構が農地売買等事業を利用するにあたり、離農者等から農地を買い入れて中間保有をする際に発生した取得費用が売買価格へ転嫁されることから、担い手が農地集積・集約を円滑に進めるためには登録免許税を極力軽減する必要がある。

以上